

山口市介護用品支給事業実施要綱

(目的)

第1条 山口市介護用品支給事業（以下「本事業」という。）は、紙おむつ等の介護用品を支給することにより、寝たきり高齢者等及びその家族の日常生活の便宜を図るとともに、もって当該寝たきり高齢者等の在宅生活及び家族介護を助長することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の要件の全てを満たす在宅の高齢者（40歳以上65歳未満の者であって特定疾病に該当する者を含む。）を同居により介護している市町村民税非課税世帯の家族とする。ただし、介護している家族がない場合は、次の要件の全てを満たす高齢者本人を対象者とする。なお、毎年4月から6月においては前年度、毎年7月から翌年3月は当該年度の介護保険料段階及び市町村民税の課税状況により判断するものとする。

(1) 本市に居住の実態がある者

(2) 本市の介護保険被保険者

(3) 介護保険料の第1段階から第3段階（市町村民税非課税世帯）に該当する者（生活保護受給者を除く。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定において要介護1から要介護5の認定を受け、医師の意見書等により常時失禁等が認められる高齢者。

(支給品目)

第3条 本事業の支給の対象となる介護用品は、紙おむつ、紙パンツ及び尿取りパッドとする。

(支給上限額)

第4条 介護用品の支給限度額は、別表1のとおりとする。

(支給の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、別に定める様式により、毎年度、市長に申請しなければならない。

2 要介護認定の更新又は変更により支給限度額の区分に変更が生じたときは、別に定める様式により、市長に申請しなければならない。

3 前2項に規定する本事業の申請手続きは、担当介護支援専門員（介護保険法第69条の2に定める介護支援専門員をいう。）又は山口市の各地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、各圏域に設置されたものをいう。）の職員において代行することができる。

(決定、却下等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、当該申請に係る対象者について速やかにその支給の必要性について検討し、支給の可否について決定し

なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときには、別に定める通知書により当該利用申請者へ通知するものとする。ただし、年度途中で支給決定される対象者については、市長が申請を受付けた日の翌月分（各月末日が山口市の休日に関する条例（平成17年10月1日山口市条例第9号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、その翌日を期限とし、当該受付月分）から支給を決定するものとする。
- 3 市長は、毎年7月1日を基準日として課税状況を確認し、支給の可否を判定後、別に定める通知書により通知するものとする。
- 4 市長は、前条第2項の規定により申請があったときは、要介護の認定状況を確認し、支給限度額を別に定める通知書により通知するものとする。この場合の支給限度額は、市長が申請を受付けた日の翌月分から支給を決定するものとする。なお、前条第2項の規定による申請がなく、要介護の認定状況の変更を確認できたときは、支給限度額を別に定める通知書により通知することができる。

（支給方法）

第7条 対象者は、市と契約を締結した事業者（以下「契約業者」という。）に対し、配達を申し出るものとする。

- 2 契約業者は、対象者の指定する場所に介護用品を配達するものとする。
- 3 第4条に規定する支給上限額を超えた部分は対象者が負担するものとする。また、支給上限額に満たないときの、余剰金は翌月以降に繰り越さないものとする。

（代金の請求）

第8条 契約業者は、翌月の10日までに本事業に係る代金を市長に請求するものとする。

（届出義務）

第9条 当該決定を受けた対象者が本事業の支給期間中において、次のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- （1）介護用品等利用する高齢者が、介護施設への入所、生活保護の受給開始、又は入院（短期間の検査入院を除く。）等介護環境に変動があったとき
- （2）社会的又は私的な理由により、一時的に本事業の利用を中止するとき
- （3）転居又は転出したとき

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前日までに、合併前の山口市家族介護用品支給事業実施要綱（山口市制定）、小郡町家族介護用品支給事業実施要綱（小郡町制定）、秋穂町家族介護用品支給事業実施要綱（秋穂町制定）、阿知須町家族介護用品支給事業実施要綱（阿知須町制定）、または、徳地町紙おむつ給付事業実施要綱（徳地町制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（対象者の特例）

3 平成17年度に限り、合併前の阿知須町及び徳地町の区域における第2条の規定の適用については、同条第5号として「市民税課税世帯で山口市内に住所を有する介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち常時失禁等が認められる者を在宅で介護している家族」を加える。

（支給区分等の特例）

4 平成17年度に限り、合併前の阿知須町及び徳地町の区域における第4条の規定の適用については、合併前の阿知須町の区域にあっては同条第3号として「第2条第5号に規定する者については、購入額の2分の1（小数点以下切捨て）を補助するものとし、対象者1人につき支給総額30,000円／年を上限とする。」を加える。合併前の徳地町の区域にあっては同条第4号として「第2条第5号に規定する者については、購入額の2分の1（小数点以下切捨て）を補助するとし、対象者1人につき支給総額25,000円／年を上限とする。」を加える。

（指定業者等及び介護用品の配布の特例）

5 平成17年度に限り、合併前の阿知須町及び徳地町の区域における第8条、第9条の規定の適用については、第2条第5号に規定する者には、適用しないものとする。

（交付等及び請求の特例）

6 平成17年度に限り、合併前の阿知須町及び徳地町の区域における第2条第5号の対象者については、第3条に定める介護用品を購入後、償還払いにより補助するものとし、領収書を添付のうえ、購入した額の2分の1の額を市長に請求するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（対象者）

2 本要綱第2条第1項第1号から第4号において、「介護保険料の第1段階から第3段階」とあるのは「市民税非課税世帯」と平成18年4月から6月の間は読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町介護用品支給事業実施要綱（阿東町制定）の規定によりなされた決定その他行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

(対象者の特例)

3 平成21年度に限り、編入前の阿東町の区域における第2条の規定の適用については、同条第5号として「市内に住所を有し、介護保険料の第1段階から第3段階（市民税非課税世帯）に該当する者のうち、要介護状態区分の要介護4又は5の認定を受けた在宅の者又はこれらの者を介護している家族」を加える。

(支給区分等の特例)

4 平成21年度に限り、編入前の阿東町の区域における支給限度額については、第4条の規定にかかわらず、「1人1月あたり6,300円」とする。

(交付等及び請求の特例)

5 平成21年度に限り、編入前の阿東町の区域における第2条第5号の対象者については、第3条に定める介護用品を購入後、償還払いにより補助するものとし、領収書を添付のうえ、市長に請求するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(対象者の特例)

2 第2条第1項第3号のうち、要支援1若しくは要支援2の該当者への支給は平成31年度までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

支給限度額

支給区分	要介護1から要介護3	要介護4、5
限度額（月単位）	2,500円	5,000円